

議第2号

「令和5年度 岐阜県立高等学校入学者選抜について」

「令和5年度 岐阜県立高等学校入学者選抜について」を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年1月13日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から七まで 略

八 県立学校の入学者選抜及び入学者選考の一般方針に関すること。

九から二十まで 略

2 略

令和5年度岐阜県立高等学校入学者選抜について（案）

第一次選抜の本検査及び追検査に実施する検査を受検できない者に対し、更なる受検機会を保障する観点から、特別追検査の措置を講じ、また第二次選抜に実施する検査を受検できない者に対し、特別措置を講ずる。

1 第一次選抜

(1) 特別追検査の対象者

第一次選抜に出願した者のうち、新型コロナウイルス感染症への罹患又はその疑いのため、追検査（3/14、15）に実施する検査を受検できなかった者で、特別追検査の措置を希望する者。

(2) 特別追検査の日程及び内容

参考

- 第二次選抜（第一次選抜の合格者が入学定員に満たない学科で実施）と同日に、第一次選抜で出願している学校の学科で実施

	特別追検査	第二次選抜
3月17日（金）	（第一次選抜合格発表）	募集人員発表
3月20日（月）	受検申請	出願
3月23日（木）	検査	検査
3月27日（月）	合格発表	合格発表

- 検査内容は学力検査のほか、第一次選抜において各高等学校が定める面接、実技検査等（学力検査は第二次選抜学力検査問題と同じ）
- 調査書と学力検査等の結果を総合的に審査し選抜
（合格者は入学定員とは別に決定）

2 第二次選抜

(1) 特別措置の対象者

第二次選抜に出願した者のうち、新型コロナウイルス感染症への罹患又はその疑いのため、第二次選抜（3/23）に実施する検査を受検できなかった者で、特別措置を希望する者。

(2) 特別措置の日程及び内容 参考

- 第二次選抜で出願している学校の学科で実施

	特別措置	第二次選抜
3月23日（木）		検査
3月24日（金）	特別措置申請	
3月27日（月）	合格発表	合格発表

- 調査書の記録等に基づいて審査し選抜
(合格者は募集人員とは別に決定)

令和5年度 岐阜県立高等学校入学者選抜 関係日程

